

第131号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要	2
2 条例改正の内容	2
3 施行日	3
4 新旧対照表	3

市 民 健 康 部  
令 和 5 年 9 月

## 1 条例改正の概要

### (1) 改正する条例

長崎市手数料条例（以下「条例」という。）

### (2) 改正の理由

旅館業法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、旅館業の営業者の地位の承継に関する事項として「営業者が旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継すること」が規定された。

この法改正により新たに規定された「事業譲渡による営業者の地位の承継に関する承認」の事務に係る手数料の額を定めるもの。併せて、法の条項に移動が生じたことから関係条文の整理が必要となったもの。

## 2 条例改正の内容

今回の法改正により新たに追加された「事業譲渡による営業者の地位の承継に関する承認」の事務に係る手数料の額について、条例別表第1第65号「旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料」として既に規定されている「法人の合併又は分割による営業者の地位の承継に関する承認」及び「相続による営業者の地位の承継に関する承認」の事務に係る手数料と同額の7,400円と定める。

このことに伴い、別表第1第65号中、根拠となる法令の追加を行い、併せて関係条文の整理を行うもの。

改正前：別表第1第65号 旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項

改正後：別表第1第65号 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項

### 3 施行日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日

### 4 新旧対照表

改正（案）					現行				
○長崎市手数料条例 平成12年3月24日 条例第6号					○長崎市手数料条例 平成12年3月24日 条例第6号				
第1条 [略] (手数料の種類及び額)					第1条 [略] (手数料の種類及び額)				
第2条 手数料（次項に規定するものを除く。）は、別表第1のとおりとする。					第2条 手数料（次項に規定するものを除く。）は、別表第1のとおりとする。				
2 [略]					2 [略]				
別表第1					別表第1				
手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等	手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(65) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		1件	7,400	旅館業法第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項</u> 又は <u>第3条の4第1項</u>	(65) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		1件	7,400	旅館業法第3条の2第1項又は <u>第3条の3第1項</u>

※参考

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）【抜粋】

第 3 条の 2 前条第 1 項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。

第 3 条の 3 営業者たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

第 3 条の 4 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。